

令和4年度

南砺市農業再生協議会
通常総会

令和4年6月27日（月）

南砺市農業再生協議会

南砺市農業再生協議会 名簿

【会員名簿】

令和4年4月1日現在（順不同 敬称略）

区分	所属職名	氏名	備考 <small>（令和3・4年度役職等）</small>
会員	南砺市ブランド戦略部長 南砺市担い手育成総合支援協議会長	岩佐 崇	会長
	南砺市農業委員会会長	前川 十一	副会長
	なんと農業協同組合代表理事組合長 なんと地域水田農業推進協議会長	上田 憲仁	
	となみ野農業協同組合代表理事組合長 となみ野地域水田農業推進協議会長	佐野日出勇	監事
	福光農業協同組合代表理事組合長 福光水田農業推進協議会長	幅田 浩司	
	南砺市農業者会長	梅基 保	
	南砺市農業法人代表（（農）サカタニ農産）	山田 朝夫	
	富山県農業共済組合理事	中山 繁實	
	土地改良区代表（南砺市土地改良区理事長）	定司 俊憲	
	農業公社代表（五箇山農業公社理事長）	高野 清繁	監事
	南砺市集落営農組織代表（福光協業組織協議会長）	松本 孝雄	
	助言者	北陸農政局富山県拠点 地方参事官	佐藤 京子
富山県砺波農林振興センター一次長		松本 浩二	

下線＝変更箇所

南砺市農業再生協議会 通常総会 次第

日時：令和4年6月27日（月）14：00～

場所：南砺市役所 別館 3階 大ホール

1 開会

2 挨拶

3 議長選出

4 議事録署名人の選任

5 議事

議案第1号 役員変更について

議案第2号 令和3年度事業報告及び収支決算について

議案第3号 令和4年度事業計画及び収支予算について

議案第4号 南砺市農業再生協議会規約の一部改正について

6 その他

7 閉会

議案第1号

役員変更について

役員の変更について、規約第7条第2項により、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年6月27日

南砺市農業再生協議会
会長 岩佐 崇

令和3年度・4年度役員（案）

役職名	氏名		所属職名
	新	旧	
会長	岩佐 崇	此尾 治和	南砺市ブランド戦略部長 南砺市担い手育成総合支援協議会長
副会長	前川 十一	同左	南砺市農業委員会会長
監事	佐野日出勇	同左	となみ野農業協同組合代表理事組合長
監事	高野 清繁	同左	農業公社代表（五箇山農業公社理事長）

議案第2号

令和3年度事業報告及び収支決算について

令和3年度事業報告及び収支決算について、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年6月27日

南砺市農業再生協議会
会長 岩佐 崇

令和3年度事業報告

南砺市農業再生協議会

令和3年度事業計画に基づき、以下の事業を実施した。

第1 市再生協の開催状況

月日	内容	協議事項
6月21日 6月28日	・幹事会 ・通常総会	・令和2年度事業報告及び収支決算について ・令和3年度事業計画及び収支予算について
12月14日 12月20日	・幹事会 ・臨時総会	・令和4年産米生産目標等について

第2 経営所得安定対策事業の推進

経営所得安定対策の普及推進を実施し、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び水田活用の直接支払交付金の事業について、各水田農業推進協議会と委託契約により実施した。

○事業経過

月日	会議名等	備考
令和3年	・収入減少影響緩和対策移動受付	・各水田協で実施
5月	・地域協議会担当者会議 ・生産組合長会議等 ・大麦等現地確認	・経営所得安定対策について ・交付申請等の説明
6月	・転作現地確認実施（5月～7月）	
7月	・生産組合長会議等	
11月	・生産組合長会議等 ・そば等現地確認	
12月	・地域協議会担当者会議 ・令和4年産米生産目標の提示 ・生産組合長会議等	・令和4年産米生産目標について ・市再生協から各方針作成者へ米生産目標数量の配分について
令和4年 1月	・各水田協幹事会・臨時総会 ・生産組合長会議等	・令和4年産米の生産目標の提示及び産地交付金について
2月	・営農計画書配布回収（2月以降）	・各水田協

各水田協に対する委託費は、市から補助される経営所得安定対策推進指導費を充て、経営所得安定対策実施に係る推進活動、現地確認及び人件費等に充当した。

○令和3年度経営所得安定対策委託事業及び委託費

事業内容	補助率	委託先	委託金額
・経営所得安定対策等の普及推進活動 ・需要に応じた作物の生産誘導 ・農業者の水田情報等の収集、整理 ・その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	国 10/10	なんと水田協	4,256,000 円
		福光水田協	7,732,000 円
		となみ野水田協	8,640,000 円
		市再生協事務費	11,000 円
合計			20,639,000 円

○経営所得安定対策の各交付金実績 (千円)

交付金名	なんと水田協	福光水田協	となみ野水田協	合計
畑作物の直接支払交付金	116,474	84,550	222,787	423,812
水田活用の直接支払交付金	84,896	278,461	386,440	749,798
米・畑作物の 収入減少影響緩和交付金 (※)	34,088	130,679	114,436	279,204

(※) 令和4年6月27日現在の交付状況

第3 需要に応じた米生産の推進

年々進む米の消費量の減少に加え、昨今のコロナ禍が拍車をかけ、主食用米等の令和3年6月末の民間在庫量は、全国で218万トンとなり、前年同期の200万トンから18万トン増加した。適正水準(180～200万トン)を大きく上回ったことから、米余りによる米価の下落を引き起こした。令和3年11月に農林水産省が発表した「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」では、需要と供給と価格のバランスを安定的に保つために、更なる米の作付け転換が必要とされた。また、同月開催された富山県農業再生協議会では、引き続き県全域で「需要に応じた米生産」に取り組む方針を決議され、令和3年産の目標と比較し、県下全体で3.1%(市町村間調整により、南砺市は2.9%)削減した4年産の米の作付け目標が提示された。それを受け、南砺市農業再生協議会においても、県の方針に基づく形で、生産調整方針作成者ごとに配分を行った。

○水田協ごとの数量目標

地域水田協名	令和4年産 目標数量	令和3年産 目標数量 (調整後)	増減
なんと水田協	4,983.230 t	5,130.867 t	-147.637 t
福光水田協	7,949.656 t	8,185.178 t	-235.522 t
となみ野水田協	8,048.087 t	8,286.527 t	-238.440 t
合計	20,980.973 t	21,602.572 t	-621.599 t

第4 担い手の育成・確保に向けた事業の推進

担い手育成・確保に向けた取組みについては、市担い手育成総合支援協議会で関連事業を実施し、担い手の経営研修及び農業経営サポート等を行った。また、新規就農者の確保と農業教育の推進等を目的に、就農マッチングツアーの開催や高校生を対象とした農業関係の職場見学を実施した。

1 認定農業者の育成・確保 (人・組織・%)

区分	令和5年度 育成目標	令和2年度 実績	令和3年度実績			達成率
			実績累計	単年度		
				新規	失効等	
認定農業者	210	182	178	5	△9	84.8
個人	95	82	78	4	△8	82.1
法人	30	19	19	1	△1	63.3
集落営農法人	85	81	81	0	0	95.3
任意組織(集落営農)	30	54	55	1	0	183.3

2 集落営農の組織化・経営の法人化等推進活動

農業経営の法人化の普及啓発を図るとともに、法人化を志向する者からの相談等に的確に対応するため、以下の活動を実施した。

(1) 簿記講座開催等実績

- ・複式簿記・パソコン簿記研修会 5回 10名参加
- ・個別簿記等相談 4回 14名参加

(2) 能力向上研修会開催等実績

- ・農業担い手研修会 1回 9名参加
- ・農業者会現地視察研修会 1回 9名参加

(3) 法人化・集落営農設立実績

地域名	法人名称	備考
井波地域	株式会社 楽農志 Farm 岩倉	令和4年3月1日設立

3 新規就農者の掘り起こし・育成・確保

(1) 農業体験活動推進実績

活動内容
・小中学校農業教育ふれあい促進事業 小学校6校7事業、中学校4校4事業、義務教育学校1校1事業 ・農業高校生の職場見学と青年農業者との情報交換会 令和3年7月12日 生徒19名参加

(2) 新規就農希望者就農支援活動実施実績

活動内容
・就農マッチングツアーの開催 令和3年8月8日 10名参加（市内4名、市外5名、県外1名） 農業経営体3組織を訪問
・ウェブサイト「なんとアグリジョブ」の運営 市内農業団体の求人情報・各種就農支援の紹介等 就農相談から企業の紹介 実績7件
・相談、研修、就農計画策定、経営計画樹立への支援 全相談件数12件（うちオンライン相談件数2件） 令和3年度認定新規就農者数（経営開始） 4名 就農準備研修者数 3名

第5 農用地利用集積（面的集積）の推進

農地の貸付を希望する所有者からの相談・要望を受け、農協等の関係機関の協力を得て、地域の担い手農業者へ農地貸借の利用調整を行った。

区分	面積
令和2年度農地賃貸借全体面積	434.7ha
うち農地中間管理事業によるもの	218.9ha
令和3年度農地賃貸借全体面積	317.4ha
うち農地中間管理事業によるもの	116.5ha

○農地中間管理事業

公益社団法人 富山県農林水産公社から委託を受け、下記の業務を行った。

委託業務区分	委託業務内容
相談窓口	○農地中間管理事業の啓発 ○相談・出し手・公募の受付窓口の設置 ○受付した出し手や応募者のデータ整理・入力
出し手の掘り起こし及び交渉	○出し手の掘り起こし、交渉、リストアップ
借受予定農用地等の位置や耕作状況、権利関係の確認	○圃場位置・権利関係の確認、圃場地図の作成 ○耕作状況の確認
借受希望者との交渉	○市町村広報誌等への募集記事掲載 ○応募者の借受希望農用地や賃料水準、借受期間等の意向確認 ○借受希望者との交渉 ○受け手要件の具備状況等（労働力、資本装備等）の確認 ○農用地利用配分計画（案）の作成

○人・農地プランの実質化状況

●南砺市の人・農地プラン 29地区

- 実質化済み 27プラン
 - ①農地集積率が50%以上 22プラン
 - ②アンケート、話し合いにより方針策定 5プラン
 （上記②は、令和2年度に方針策定…西太美、太美山、東太美、南蟹谷、利賀村）
- 実質化を検討中 2プラン（城端地区（町部）、平・上平地区）

第6 補助事業の活用

1 麦あと輪作体系確立推進事業（県10/10）

水田フル活用に向け、麦収穫後の遊休農地の解消を図るとともに、需要が拡大している加工用米等の供給拡大を図るため、麦あとに非主食用米（加工用米等）を組み合わせる輪作体系の導入・定着を支援（助成単価 5,830円/10a）した。

対象：麦の収穫後の圃場に、非主食用米（加工用米等）を作付した担い手農業者で、交付対象面積は、前年産までの取組対象面積（最大面積）に対する取組拡大面積に対し助成。

管轄水田協	麦あと 非主食用米 の用途	拡大面積	助成金額
福光水田協	加工用米	1,315.60a	766,000円
となみ野水田協	加工用米 飼料用米	296.00a	171,000円
合計		1,611.60a	937,000円

※交付金額は、農業者ごとに端数処理しているため合致しません。

2 【新】水田フル活用産地づくり緊急支援事業（県10/10）

今後も安定して需要の獲得、拡大が見込まれる新市場開拓用米や大麦、大豆について、生産性の向上を図りながら、主食用米からの転換を進めるため、省力、低コスト化等による生産拡大の取組みを支援（助成単価 新市場開拓用米 5,000円/10a、麦、大豆 3,000円/10a）した。

管轄水田協	対象作物	拡大面積	助成金額
なんと水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	2,294.35a	672,000円
福光水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	1,062.90a	309,000円
となみ野水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	4,220.36a	1,245,000円
合計		7,577.61a	2,226,000円

※交付金額は、農業者ごとに端数処理しているため合致しません。

3 【新】飼料用米緊急転換支援事業（県10/10）

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化による米の在庫量の増加や米価の低下に対する緊急対策として、主食用米から飼料用米への作付転換の取組みを支援（助成単価 コシヒカリ7,000円/10a、その他品種4,000円/10a）した。

管轄水田協	緊急転換面積(a)			助成金額(円)		
	コシヒカリ	その他品種	計	コシヒカリ	その他品種	計
なんと水田協	595.57	0	595.57	416,000	0	416,000
福光水田協	0	920.35	920.35	0	367,000	367,000
となみ野水田協	0	963.90	963.90	0	385,000	385,000
合計	595.57	1,884.25	2,479.82	416,000	752,000	1,168,000

※交付金額は、農業者ごとに端数処理しているため合致しません。

4 【新】新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（国10/10）

「水田リノベーション産地・実需協働プラン」に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援（助成単価40,000円/10a）した。

【低コスト生産等の取組みへの助成経費】

管轄水田協	助成件数(のべ)	助成金額	対象作物
なんと水田協	142件	122,420,000円	加工用米、麦、高収益作物(青ネギ)
福光水田協	114件	182,572,000円	加工用米、麦
となみ野水田協	263件	167,640,000円	加工用米、麦、高収益作物(タマネギ)
合計	519件	472,632,000円	

【推進事務費】

委託先	委託金額
なんと水田協	750,000円
福光水田協	100,000円
となみ野水田協	2,300,000円
市再生協事務費	310,000円
合計	3,460,000円

5 【新】水田麦・大豆産地生産性向上事業（国1／2）

水田フル活用に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」に基づき、麦、大豆の需要を捉えた生産拡大と収量、品質の高位安定に取り組む産地に対し、団地化の推進や新たな栽培技術の導入等を一体的に支援した。

（円）

事業実施 主体名	事業内容	総事業費	補助対象 事業費	国費	県費	市費	自己資金 (融資含む)
(農) 信農	トラクター ロータリー	7,695,600	6,996,000	3,498,000	0	0	4,197,600
(農) 梅ヶ島農産	トラクター 溝堀機 コンバイン	16,864,000	15,330,909	7,665,000	0	0	9,199,000
(農) ひろやす	トラクター ロータリー	7,157,150	6,506,500	3,253,000	0	0	3,904,150
合計		31,716,750	28,833,409	14,416,000	0	0	17,300,750

令和3年度収支決算

(至 令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日 迄)

収入

(単位：円)

項目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	備考
補助金	515,514,310	534,980,870	△ 19,466,560	
経営所得安定対策推進指導費補助金	20,639,000	20,639,000	0	国庫事業補助金
とやま型水田フル活用促進事業費補助金	3,197,000	3,189,870	7,130	県単事業補助金
麦あと輪作体系確立推進事業費補助金	937,000	1,064,870	△ 127,870	県単事業補助金
水田フル活用産地づくり緊急支援事業費補助金	2,226,000	2,125,000	101,000	県単事業補助金
推進事務費補助金	34,000	0	34,000	県単事業補助金
飼料用米緊急転換支援事業費補助金	1,170,310	0	1,170,310	県単事業補助金
水田リノベーション事業費補助金	476,092,000	496,736,000	△ 20,644,000	国庫事業補助金
水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金	14,416,000	14,416,000	0	国庫事業補助金
委託費	588,525	800,000	△ 211,475	
農地中間管理事業業務委託	588,525	800,000	△ 211,475	富山県農林水産公社より
雑入	0	0	0	
前年度繰越金	0	0	0	
合計	516,102,835	535,780,870	△ 19,678,035	

支出

(単位：円)

項目	本年度決算額	本年度予算額	増減額	備考
経営所得安定対策推進指導費	20,639,000	20,639,000	0	
事務費	11,000	11,000	0	
委託料	20,628,000	20,628,000	0	なんと水田協 4,256千円 福光水田協 7,732千円 となみ野水田協 8,640千円
とやま型水田フル活用促進事業費	3,197,000	3,189,870	7,130	
事務費	34,000	1,870	32,130	振込手数料、切手代、消耗品代
麦あと輪作体系確立推進事業費補助金	937,000	1,063,000	△ 126,000	
水田フル活用産地づくり緊急支援事業費補助金	2,226,000	2,125,000	101,000	
飼料用米緊急転換支援事業費	1,170,310	0	1,170,310	
事務費	2,310	0	2,310	振込手数料
補助金	1,168,000	0	1,168,000	
水田リノベーション事業費	476,092,000	496,736,000	△ 20,644,000	
事務費	310,000	310,000	0	
委託料	3,150,000	3,150,000	0	なんと水田協 750千円 福光水田協 100千円 となみ野水田協 2,300千円
補助金	472,632,000	493,276,000	△ 20,644,000	
水田麦・大豆産地生産性向上事業費	14,416,000	14,416,000	0	
補助金	14,416,000	14,416,000	0	
農地中間管理事業費	588,525	800,000	△ 211,475	
事務費	215,525	350,000	△ 134,475	
交渉手数料	373,000	450,000	△ 77,000	1,000円/件×373件
合計	516,102,835	535,780,870	△ 19,678,035	

収入合計 516,102,835円 - 支出合計 516,102,835円 = 次年度繰越金 0円

監査報告

令和4年6月22日に、令和3年度 南砺市農業再生協議会収支決算について、収支決算書及び付属帳票等を精査したところ、協議会規約に基づき、適正に処理されておりましたので、報告いたします。

令和4年6月27日

南砺市農業再生協議会

監事 佐野日出勇 _____

監事 高野 清繁 _____

第3号議案

令和4年度事業計画及び収支予算について

令和4年度事業計画及び収支予算について、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年6月27日

南砺市農業再生協議会
会長 岩佐 崇

令和4年度事業計画（案）

南砺市農業再生協議会

第1 基本的な考え方

南砺市は、米を中心とした水田農業が大半を占めており、農業者の経営の安定を図るためには、「需要に応じた米生産」による米価の安定と、「水田のフル活用」による高度利用を推進し、園芸作物等の産地化を図らなければならない。しかし、米の需要は、人口減少や1人当たりの需要減少等により年々減少する見込みであり、需要の確保に最大限の努力を払う必要がある。

また、いまだ世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響により、外食用の需要の落込み等で、主食用の「米余り」が深刻化してきており、需要と供給と価格のバランスを安定的に保つために、今後、更なる米の作付け転換が必要になってくるものと思われる。そのため、今後なお一層、高収益作物の導入等、米のみに依存しない営農体制への変革や地産地消の推進も含めた産地としてのパワーアップを目指していく必要がある。

一方、南砺市の農業形態の特徴となっている集落営農組織の経営の安定を図るため、経営の効率化と後継者の確保に取り組むとともに、担い手の育成・確保と新規就農の促進に取り組む。

また、地域の話合い等により、農地の集積・集約化を進め、農地整備事業の活用やスマート農業、有機農業をはじめとする新しい技術導入を促進する等、効率的かつ付加価値の高い農業経営を推進する。

第2 事業の内容

1 需要に応じた米生産の推進

- (1) 県再生協で示された「需要に応じた米生産」を県全体で取り組む方針に則し、県再生協が提示する米の生産目標を参考に、南砺市産の米の需要動向を踏まえて、米の生産数量目標を提示し、併せて、各水田協別の米の生産数量目標を提示する。農協等の生産調整方針作成者が、これらの情報を基に、地区別の生産数量目標を提示し、生産者自らが「需要に応じた米生産」に取り組める体制となるよう支援する。
- (2) 今後、県再生協からの生産数量目標の配分が大きく深掘りされた場合、目標の達成状況に応じて、配分数量の調整がなされる可能性があることから、各水田協が連携調整の上、生産数量目標の上限に近い生産に努める。

2 経営所得安定対策事業の推進

- (1) 麦・大豆・そば等の畑作物の直接支払交付金の対象作物については、収穫量が増加すれば、交付金額も増額される仕組みであり、栽培を奨めると

ともに単収の増加のために、適期播種、排水対策及び適切な施肥、管理等が行われるよう指導し、農業者の所得の増大に努める。

- (2) 戦略作物の生産推進を図るとともに、地域の課題や地域戦略に基づく「水田収益力強化ビジョン」を策定し、産地交付金を活用することにより、課題の解決及び農業者の収益向上を図る。また、地域で取り組む新たな作物についても、農業生産者の意見を取り入れるよう配慮し、将来的に産地化できるような交付体制とする。
- (3) 収入保険制度の本格実施に伴い、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）及び野菜価格安定制度等の収入補填制度との違いを説明し、農業経営に適した制度への加入を推進する。

3 担い手の育成・確保に向けた事業の推進

(1) 認定農業者の育成・確保

効率的かつ安定的な農業経営を行う担い手が、農業生産の相当部分を占める農業構造となるよう、新たに地域の中心的な担い手となる農業者の育成を図る。農地の集積・集約化を図るためにも、認定農業者等の地域の中心経営体の増加を目指す。

○担い手の現状と目標

(人・組織)

区分	設立当初 (平成 16 年度)	令和 3 年度末	育成目標 (令和 5 年度)
認定農業者	106	178	210
個人	76	78	95
法人	18	19	30
集落営農法人	12	81	85
任意組織(集落営農)	76	55	30

(2) 集落営農組織の育成・確保

市内には、集落内に担い手が不在な場合も多くあることから、今後の農業・農地の在り方等を集落内で話合ってもらい、新規設立や周辺組織への加入等の方向性を検討する。

また、既存の集落営農組織にあつては、後継者を確保できる経営基盤を構築するため、集落営農組織の統合再編による規模の拡大を図るとともに、水稻を含めた協業経営化、周辺集落の作業受託並びに経営の複合化等による経営の質的向上や基幹的担い手の育成等による経営基盤の強化を支援する。特に、労働力の確保に関しては、専従雇用を検討し、コストの削減や単収の増加による収益の確保に結び付ける。

(3) 法人経営の推進

経営体質の強化、新たな人材の受入れ等による円滑な経営継承等を目指す個別経

営体や集落営農組織の法人化を進め、サポート事業や法人化等支援事業による法人化の費用負担の軽減を図る。法人化後は、認定農業者となるよう支援し、補助事業や有利な金融支援を活用し、規模拡大や効率的な経営の支援を図る。

(4) 新規就農者の育成・確保

市内において、農業人口の減少及び高齢化が進んでいることから、引き続き、新規就農者の募集に努め、関係機関と連携しながら、きめ細やかな就農相談を実施し、就農の実現に向けて計画を指導する。経営計画の中に、集落営農への参画についても盛り込んでいただき、地域の後継者として育成できるよう取り組む。

また、離農する農業者がこれからも増加するとみられ、担い手への集積が進むと予想される。しかし、担い手が雇用者を確保することが難しい状況であることから、担い手への法人就農(就職)につなげるよう取り組む。

令和2年度に就農研修事業を活用し、初めて女性が研修されたことをはじめ、女性からの就農相談も増えてきている。女性が就農できるよう支援するとともに、就農しやすい環境づくりを働きかける。

加えて、就農マッチングツアーやウェブサイト「なんとアグリジョブ」の充実・強化を図り、更なる新規就農者の掘り起こしに努める。

○令和4年度就農マッチングツアー実施予定

期 日：令和4年8月12日（金）

見学等先：[法人]旅川農産（有）

[集落営農法人]（農）ファーム八乙女

[認定新規就農者（独立・自営）]先輩移住者2名

(5) 農業経営者総合サポート活動

法人化や補助事業の他にも、農作物の栽培技術指導や雇用の問題等に活用できることから、経営の諸問題の解決のためにサポート事業を活用してもらえるよう支援チーム（県、市、農協等で構成）を構成し、積極的な支援を通して、農業者の所得向上を図る。

また、この事業を活用した研修を実施し、経営能力の向上を図る。

(6) 販路の開拓・拡大

産直ECサイトの活用支援や飲食店等との食材マッチング等を実施し、消費者と直接販売できる販路の開拓・拡大に資する。

4 農用地利用集積（面的集積）の推進

公益社団法人富山県農林水産公社から、農地中間管理事業の業務を受託し、農業経営の効率化や規模拡大による経営安定を図るために、農地の集積・集約を推進する。

令和元年度に農地利用集積円滑化事業が終了し、農地の仲介業務は、農地中

間管理機構に関するもののみとなった。市再生協の構成団体において、農地中間管理機構の利用を促進し、スムーズな農地の貸借ができるよう取り組むため、市再生協では、交渉手数料を支払う。

○農地中間管理事業

公益社団法人富山県農林水産公社から委託を受け、下記の業務を行う。

委託業務区分	委託業務内容
相談窓口	○農地中間管理事業の啓発・説明会の開催 ○相談・出し手・公募の受付窓口の設置 ○受付した出し手や応募者のデータ整理・入力
出し手の掘り起こし及び交渉	○出し手の掘り起こし、交渉、リストアップ
借受予定農用地等の位置や耕作状況、権利関係の確認	○圃場位置・権利関係の確認、圃場地図の作成 ○耕作状況の確認 ○整備条件が同程度の賃料水準の把握
出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることの説明等	○出し手及び借受希望者に対する機構関連事業が行われることの説明等
借受希望者との交渉	○市町村広報誌等への募集記事掲載 ○応募者の借受希望農用地や賃料水準、借受期間等の意向確認 ○借受予定農地ごとの交渉順位の決定 ○借受希望者との交渉 ○受け手要件の具備状況等（労働力、資本装備等）の確認 ○農用地利用配分計画（案）の作成
契約締結に係る事務	○登記事項証明書等必要書類の確認

※交渉手数料 市再生協会員のうち、当事業を担当する農協が中間管理機構の権利設定の仲介をした場合に、1件当たり1千円の手数料の支払いを受けるもの（出し手農家ごとに、出し手と中間管理機構、中間管理機構と受け手の権利設定のそれぞれで1千円の支払いを受ける。1戸の農家が中間管理機構を通じて担い手と権利設定がなされた場合は、2千円となる。）。

5 人・農地プランの実質化の推進

人・農地プランについては、国が実質化を求めており、市再生協では、実質化に向けて支援を行う。人・農地プランの話合いにおいては、農地の集積・集約だけでなく、後継者問題、営農組織の合併、6次産業化等も話合いの対象とする。

【実質化に向けての支援内容】

- ①アンケートの実施 5～10年後の農地利用について
- ②現況把握 地図を作成し、農地集積状況、就農状況の把握（年齢、後継者の確保等）
- ③将来方針の作成 地域で話合って集積・集約、後継者についての方針決定

第3 推進体制

1 市再生協の役割

規約第4条第1項の推進に当たっては、規約第4条第2項により担い手育成総合支援協議会、水田協及び農協に一部業務を委託する。市再生協は、事業が一体的に円滑かつ効果的に実施するため統括、調整を行う。また、問題解決や事業の実施のために、必要に応じて総会、幹事会及び事務局会議を開催する。なお、令和4年度に、「南砺農業振興地域整備計画」及び「南砺市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更を予定している。

○令和4年度経営所得安定対策委託事業及び委託費

事業内容	補助率	委託先	委託金額
・ 経営所得安定対策等の普及推進活動 ・ 需要に応じた作物の生産誘導 ・ 農業者の水田情報等の収集、整理 ・ その他、経営所得安定対策等の円滑な実施に必要な活動	国 10/10	なんと水田協	4,000,000 円
		福光水田協	7,265,000 円
		となみ野水田協	8,118,000 円
		市再生協事務費	11,000 円
合計			19,394,000 円

2 その他

上記の他、地域農業の振興のため、必要に応じて対策を講じるものとする。特に、人・農地プランにかかわらず、農村地域の後継者不足、営農組織の在り方、新しい作物の栽培及び農地整備等の地域・集落の話合いについて、構成する関係団体が協力する。

第4 補助事業の活用

1 水田フル活用産地づくり緊急支援事業（県10/10）

今後も安定して需要の獲得、拡大が見込まれる新市場開拓用米や大麦、大豆について、生産性の向上を図りながら、主食用米からの転換を進めるため、省力、低コスト化等による生産拡大の取組みを支援（助成単価 新市場開拓用米5,000円以内/10a、麦、大豆3,000円以内/10a）する。

管轄水田協	対象作物	拡大面積	助成金額
なんと水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	1,071.00a	312,000円
福光水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	2,046.00a	613,000円
となみ野水田協	新市場開拓用米	0a	0円
	麦、大豆	2,983.00a	878,000円
合計		6,100.00a	1,803,000円

※交付金額は、農業者ごとに端数処理しているため合致しません。

2 新市場開拓に向けた水田リノベーション事業（国10/10）

「水田リノベーション産地・実需協働プラン」に参画する生産者が、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等に取り組む場合に、取組面積に応じて支援（助成単価 加工用米30,000円/10a、その他40,000円/10a）する。

【低コスト生産等の取組みへの助成経費】

管轄水田協	助成件数(のべ)	助成金額	対象作物
なんと水田協	118件	129,582,000円	加工用米、麦、大豆、高収益作物(青ネギ)
福光水田協	153件	183,959,000円	加工用米、麦、大豆 高収益作物(キャベツ)
となみ野水田協	58件	204,140,000円	加工用米、麦、大豆
合計	329件	517,681,000円	

【推進事務費】

委託先	委託金額
なんと水田協	800,000 円
福光水田協	1,000,000 円
となみ野水田協	3,000,000 円
市再生協事務費	300,000 円
合計	5,100,000 円

3 水田麦・大豆産地生産性向上事業（国1／2）

水田フル活用に向け、「麦・大豆産地生産性向上計画」に基づき、麦、大豆の需要を捉えた生産拡大と収量、品質の高位安定に取り組む産地に対し、団地化の推進や新たな栽培技術の導入等を一体的に支援する。

(円)

事業実施 主体名	事業内容	総事業費	補助対象 事業費	国費	県費	市費	自己資金 (融資含む)
(農)是安 営農組合	乗用管理機	2,946,350	2,678,500	1,339,000	0	0	1,607,350
(農)次郎丸 営農組合	ブームスプ レイヤー	3,765,300	3,423,000	1,711,000	0	0	2,054,300
(農) 千福営農	乗用管理機 2台	5,986,200	5,442,000	2,721,000	0	0	3,265,200
(農)吉松 営農組合	大豆 コンバイン	6,441,000	5,855,455	2,927,000	0	0	3,514,000
(有)カナダ 農園	大豆 コンバイン	7,912,190	7,192,900	3,596,000	0	0	4,316,190
(農)安清 集落営農 組合	トラクター ロータリー サブソイラ	11,547,800	10,498,000	5,249,000	0	0	6,298,800
福光農協	乾燥機等 大豆 コンバイン 8台 乗用管理機	160,754,208	146,140,184	73,064,000	0	0	87,690,208
合計		199,353,048	181,230,039	90,607,000	0	0	108,746,048

令和4年度収支予算（案）

（至 令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日 迄）

収入

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
補助金	634,635,000	534,980,870	99,654,130	
経営所得安定対策推進指導費補助金	19,394,000	20,639,000	△ 1,245,000	国庫事業補助金
とやま型水田フル活用促進事業費補助金	1,853,000	3,189,870	△ 1,336,870	県単事業補助金
麦あと輪作体系確立推進事業費補助金	0	1,064,870	△ 1,064,870	県単事業補助金
水田フル活用産地づくり緊急支援事業費補助金	1,803,000	2,125,000	△ 322,000	県単事業補助金
推進事務費補助金	50,000	0	50,000	県単事業補助金
水田リノベーション事業費補助金	522,781,000	496,736,000	26,045,000	国庫事業補助金
水田麦・大豆産地生産性向上事業費補助金	90,607,000	14,416,000	76,191,000	国庫事業補助金
委託費	700,000	800,000	△ 100,000	
農地中間管理事業業務委託	700,000	800,000	△ 100,000	富山県農林水産公社より
雑入	0	0	0	
前年度繰越金	0	0	0	
合計	635,335,000	535,780,870	99,554,130	

支出

（単位：円）

項目	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
経営所得安定対策推進指導費	19,394,000	20,639,000	△ 1,245,000	
事務費	11,000	11,000	0	
委託料	19,383,000	20,628,000	△ 1,245,000	なんと水田協 4,000千円 福光水田協 7,265千円 となみ野水田協 8,118千円
とやま型水田フル活用促進事業費	1,853,000	3,189,870	△ 1,336,870	
事務費	50,000	1,870	48,130	振込手数料、切手代、消耗品代
麦あと輪作体系確立推進事業費補助金	0	1,063,000	△ 1,063,000	
水田フル活用産地づくり緊急支援事業費補助金	1,803,000	2,125,000	△ 322,000	
水田リノベーション事業費	522,781,000	496,736,000	26,045,000	
事務費	300,000	310,000	△ 10,000	
委託料	4,800,000	3,150,000	1,650,000	なんと水田協 800千円 福光水田協 1,000千円 となみ野水田協 3,000千円
補助金	517,681,000	493,276,000	24,405,000	
水田麦・大豆産地生産性向上事業費	90,607,000	14,416,000	76,191,000	
補助金	90,607,000	14,416,000	76,191,000	
農地中間管理事業費	700,000	800,000	△ 100,000	
事務費	300,000	350,000	△ 50,000	
交渉手数料	400,000	450,000	△ 50,000	1,000円/件×400件
合計	635,335,000	535,780,870	99,554,130	

第4号議案

南砺市農業再生協議会規約の一部改正について

南砺市農業再生協議会規約の一部改正について、規約第17条第1号により、次のとおり承認を求めます。

以上、提出します。

令和4年6月27日

南砺市農業再生協議会
会長 岩佐 崇

南砺市農業再生協議会規約の一部改正新旧対照表

改正後	現行	備考																																																																
<p>○別表 1 (第5条関係) 南砺市農業再生協議会員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>南砺市ブランド戦略部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なんと農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福光農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>となみ野農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市担い手育成総合支援協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山県農業共済組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なんと地域水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福光水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>となみ野地域水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業者会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業法人等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市集落営農組織等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地改良区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>山間地域農業組織</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属	会員	南砺市ブランド戦略部		南砺市農業委員会		なんと農業協同組合		福光農業協同組合		となみ野農業協同組合		南砺市担い手育成総合支援協議会		富山県農業共済組合		なんと地域水田農業推進協議会		福光水田農業推進協議会		となみ野地域水田農業推進協議会		南砺市農業者会		南砺市農業法人等		南砺市集落営農組織等		土地改良区		山間地域農業組織	<p>○別表 1 (第5条関係) 南砺市農業再生協議会員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>所属</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会員</td> <td>南砺市ブランド戦略部</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業委員会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なんと農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福光農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>となみ野農業協同組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市担い手育成総合支援協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>富山県農業共済組合</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なんと地域水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>福光水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>となみ野地域水田農業推進協議会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業者会</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市農業法人等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>南砺市集落営農組織等</td> </tr> <tr> <td></td> <td>土地改良区</td> </tr> <tr> <td></td> <td>農業公社</td> </tr> </tbody> </table>	区分	所属	会員	南砺市ブランド戦略部		南砺市農業委員会		なんと農業協同組合		福光農業協同組合		となみ野農業協同組合		南砺市担い手育成総合支援協議会		富山県農業共済組合		なんと地域水田農業推進協議会		福光水田農業推進協議会		となみ野地域水田農業推進協議会		南砺市農業者会		南砺市農業法人等		南砺市集落営農組織等		土地改良区		農業公社	<p>組織統合に伴う変更</p>
区分	所属																																																																	
会員	南砺市ブランド戦略部																																																																	
	南砺市農業委員会																																																																	
	なんと農業協同組合																																																																	
	福光農業協同組合																																																																	
	となみ野農業協同組合																																																																	
	南砺市担い手育成総合支援協議会																																																																	
	富山県農業共済組合																																																																	
	なんと地域水田農業推進協議会																																																																	
	福光水田農業推進協議会																																																																	
	となみ野地域水田農業推進協議会																																																																	
	南砺市農業者会																																																																	
	南砺市農業法人等																																																																	
	南砺市集落営農組織等																																																																	
	土地改良区																																																																	
	山間地域農業組織																																																																	
区分	所属																																																																	
会員	南砺市ブランド戦略部																																																																	
	南砺市農業委員会																																																																	
	なんと農業協同組合																																																																	
	福光農業協同組合																																																																	
	となみ野農業協同組合																																																																	
	南砺市担い手育成総合支援協議会																																																																	
	富山県農業共済組合																																																																	
	なんと地域水田農業推進協議会																																																																	
	福光水田農業推進協議会																																																																	
	となみ野地域水田農業推進協議会																																																																	
	南砺市農業者会																																																																	
	南砺市農業法人等																																																																	
	南砺市集落営農組織等																																																																	
	土地改良区																																																																	
	農業公社																																																																	

○別表 2 (第20条関係) 南砺市農業再生協議会幹事会員

区分	所属
幹事	なんと農業協同組合所管部課長
	福光農業協同組合所管部課長
	となみ野農業協同組合所管部課長
	なんと地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	福光水田農業推進協議会幹事・事務局長
	となみ野地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	城端・井口・平・上平地域代表
	福光地域代表
	福野地域代表
	井波・利賀地域代表
	生産調整方針作成者代表
	南砺市農業委員会事務局長
	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター 所長
	南砺市担い手育成総合支援協議会事務局長
土地改良区事務局長 山間地域農業組織代表 南砺市ブランド戦略部農政課長	

○別表 2 (第20条関係) 南砺市農業再生協議会幹事会員

区分	所属
幹事	なんと農業協同組合所管部課長
	福光農業協同組合所管部課長
	となみ野農業協同組合所管部課長
	なんと地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	福光水田農業推進協議会幹事・事務局長
	となみ野地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	城端・井口・平・上平地域代表
	福光地域代表
	福野地域代表
	井波・利賀地域代表
	生産調整方針作成者代表
	南砺市農業委員会事務局長
	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター 所長
	南砺市担い手育成総合支援協議会事務局長
土地改良区事務局長 農業公社事務局長 南砺市ブランド戦略部農政課長	

南砺市農業再生協議会規約

平成23年5月25日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、南砺市農業再生協議会（以下「市協議会」という。）という。

(区域)

第2条 市協議会の区域は、南砺市とする。

(目的)

第3条 市協議会は、農業経営の安定と国内生産力の確保を図り、もって食料自給率の向上と農業の多面的機能を維持するために、次に掲げる各号を目的とする。

- (1) 「需要に応じた生産」と「水田フル活用」の推進及び推進体制の構築を図ること。
- (2) 経営所得安定対策及び水田活用の直接支払交付金の活用並びにこれを円滑に実施するための行政と農業者団体等の連携体制の構築、戦略作物の生産振興や地域農業の振興を図ること。
- (3) 農地の利用集積、耕作放棄地の再生利用、担い手の確保等に資すること。

(事業)

第4条 市協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 経営所得安定対策等の推進に関すること。
 - (2) 米の生産目標（目安）の提示に関すること。
 - (3) 集落営農の法人化支援の実施に関すること。
 - (4) 農地の利用集積に関すること。
 - (5) 耕作放棄地の再生利用に関すること。
 - (6) 担い手の育成・確保に関すること。
 - (7) この他、地域農業を振興するために必要なこと。
- 2 市協議会は、前項の業務を次条の会員が相互に補完しつつ実施するものとし、次に掲げる前項各業務を委託する会員は次のとおりとする。
- (1) 第1号及び第2号に関する業務
なんと地域水田農業推進協議会、福光水田農業推進協議会、となみ野地域水田農業推進協議会

(2) 前項第3号、第5号及び第6号に関する事務

南砺市担い手育成総合支援協議会

(3) 前項第4号に関する業務

なんと農業協同組合、福光農業協同組合、となみ野農業協同組合

第2章 会員等

(市協議会の会員)

第5条 市協議会は、別表1に掲げるものをもって組織する。

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく市協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 市協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は会務を総理し、市協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、2年とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員解任)

第11条 市協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合においては、市協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員報酬)

第12条 役員は、無報酬とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 市協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること
 - (5) 米の生産目標(目安)の提示に関すること
 - (6) その他地域協議会の運営に関する重要な事項。
- 2 前項第4号、第5号及び第6号に定める事項について、必要に応じ、学識経験者等(以下「助言者」という。)及び関係団体の意見を聞くものとする。助言者は、市協議会、幹事会別に会長が適当と認める関係機関から選出するものとする。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 市協議会規約の変更
- (2) 市協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催前までに市協議会に到着しないときは、無効とする。

- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第22条第1項の事務局に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(幹事会の構成等)

第20条 地域協議会の業務を円滑に行うため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、第22条第2項の事務局長及び別表2号に掲げるものをもって組織する。
- 3 幹事の中から幹事長を互選する。
- 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第1号にあっては総会開催の直前に、第2号及び第3号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき市協議会の業務を執行するため、南砺市荒木1550番地（南砺市ブランド戦略部農政課内）に事務局を置く。

- 2 市協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、会長が任命する。
- 4 市協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。
- 5 事務局長は、南砺市農業再生協議会会計処理規程第8条第1項の経理責任者並びに南砺市農業再生協議会事務処理及び文書取扱規程第5条第1項の文書管理責任者を兼務することができる。

(業務の執行)

第23条 市協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 会計処理規程
- (2) 事務処理及び文書取扱規程
- (3) 公印取扱規程
- (4) 内部監査規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 市協議会は、第22条第1項の事務局に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 市協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 市協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 市協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 直接支払推進事業費補助金に係る富山県又は南砺市からの助成金等
- (2) 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に係る富山県農業再生協議会（以下「県協議会」という。）からの助成金、及び南砺市からの補助金

(3) その他の収入
(資金の取扱い)

第27条 市協議会の資金の取扱方法は、会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 市協議会の事務に要する経費は、第26条各号の資金からの収入をもって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第29条 市協議会の事業計画及び収支予算は、事業開始前に総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第22条第1項の事務局に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、第29条に掲げる書類及び前条1項各号に掲げる書類について、総会の議決を得た後、富山県に提出しなければならない。

第8章 市協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第32条 この規約及び第23条各号に掲げる規程に変更があった場合は、市協議会は、遅滞なく富山県に届出なければならない。

第33条 市協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあつては実施した事業の実施要綱その他規

程の定めるところにより返還するものとする。

- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て市協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第34条 実施しようとする事業の実施要綱その他の規程及びこの規約に定めるもののほか、市協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成23年5月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年6月24日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年6月20日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年6月21日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年6月27日から施行する。

○別表 1 (第5条関係) 南砺市農業再生協議会員

区 分	所 属
会 員	南砺市ブランド戦略部
	南砺市農業委員会
	なんと農業協同組合
	福光農業協同組合
	となみ野農業協同組合
	南砺市担い手育成総合支援協議会
	富山県農業共済組合
	なんと地域水田農業推進協議会
	福光水田農業推進協議会
	となみ野地域水田農業推進協議会
	南砺市農業者会
	南砺市農業法人等
	南砺市集落営農組織等
	土地改良区
山間地域農業組織	

○ (第16条第2項に基づく助言者)

区 分	所 属
助言者 (学識経験者)	指導機関 (北陸農政局富山県拠点)
	指導機関 (富山県砺波農林振興センター)

○別表 2 (第20条関係) 南砺市農業再生協議会幹事会員

区 分	所 属
幹 事	なんと農業協同組合所管部課長
	福光農業協同組合所管部課長
	となみ野農業協同組合所管部課長
	なんと地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	福光水田農業推進協議会幹事・事務局長
	となみ野地域水田農業推進協議会幹事・事務局長
	城端・井口・平・上平地域代表
	福光地域代表
	福野地域代表
	井波・利賀地域代表
	生産調整方針作成者代表
	南砺市農業委員会事務局長
	富山県農業共済組合砺波地域農業共済センター所長
	南砺市担い手育成総合支援協議会事務局長
	土地改良区事務局長
	山間地域農業組織代表
南砺市ブランド戦略部農政課長	

○ (第16条第2項に基づく助言者)

区 分	所 属
助言者 (学識経験者)	指導機関 (北陸農政局富山県拠点)
	指導機関 (富山県砺波農林振興センター所管課長)